

# 清豊苑 短期入所利用料金(1日あたり)(別紙①)

		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度別基本単位		508	631	677	743	814	880	946
加算	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	/	/	18				
	看護体制加算(Ⅰ)	/	/	4				
	看護体制加算(Ⅱ)	/	/	8				
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6						
合計単位		514	637	713	779	850	916	982
介護職員処遇改善加算Ⅰ (合計単位×5.9%)		30	38	42	46	50	54	58
総額		¥5,799	¥7,195	¥8,048	¥8,794	¥9,594	¥10,340	¥11,086
保険給付額		¥5,219	¥6,475	¥7,243	¥7,914	¥8,634	¥9,306	¥9,977
自己負担額		¥580	¥720	¥805	¥880	¥960	¥1,034	¥1,109
居住費		¥2,800/日						
食費		¥1,600/日						
日額		¥4,980	¥5,120	¥5,205	¥5,280	¥5,360	¥5,434	¥5,509

### ※加算について

<b>サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</b>	
看護・介護職員のうち常勤職員が75%以上配置している場合	¥7/日
<b>夜勤職員配置加算(Ⅱ)</b>	
夜勤職員が最低基準を1人以上上回っている場合	¥20/日
<b>看護体制加算(Ⅰ)</b>	
常勤看護師を1人以上配置している場合	¥5/日
<b>看護体制加算(Ⅱ)</b>	
看護職員を常勤換算方法で入居者数が25またはその端数を増すごとに1人以上配置、最低基準を1人以上上回って看護職員を配置している場合、または看護職員の24時間連携体制を確保している場合	
	¥9/日

### ※その他の加算

<b>療養食加算</b>	
医師の指示に基づく療養食を提供することでの加算	¥26/日
<b>送迎加算</b>	
自宅から施設間の送迎サービスを行った場合	¥208(片道)

\*上記加算には4級地加算・介護職員処遇改善加算Ⅰ(基本単位×5.9%)を含んでいます。

### ※その他費用

<b>テレビなど電気代</b>	
1品目につき	¥10/日
<b>理美容・娯楽費</b>	
実費となります。	

清豊苑 短期入所料金表(別紙②)

	要介護度	サービス利用に係る自己負担	滞在費	食費	合計金額/日
第1段階	要支援1	¥580	¥820/日	¥300/日	¥1,700
	要支援2	¥720			¥1,840
	要介護1	¥805			¥1,925
	要介護2	¥880			¥2,000
	要介護3	¥960			¥2,080
	要介護4	¥1,034			¥2,154
	要介護5	¥1,109			¥2,229
第2段階	要支援1	¥580	¥820/日	¥390/日	¥1,790
	要支援2	¥720			¥1,930
	要介護1	¥805			¥2,015
	要介護2	¥880			¥2,090
	要介護3	¥960			¥2,170
	要介護4	¥1,034			¥2,244
	要介護5	¥1,109			¥2,319
第3段階	要支援1	¥580	¥1310/日	¥650/日	¥2,540
	要支援2	¥720			¥2,680
	要介護1	¥805			¥2,765
	要介護2	¥880			¥2,840
	要介護3	¥960			¥2,920
	要介護4	¥1,034			¥2,994
	要介護5	¥1,109			¥3,069
第4段階	要支援1	¥580	¥2,800/日	朝食/¥300 昼食/¥650 夕食/¥650	¥4,980
	要支援2	¥720			¥5,120
	要介護1	¥805			¥5,205
	要介護2	¥880			¥5,280
	要介護3	¥960			¥5,360
	要介護4	¥1,034			¥5,434
	要介護5	¥1,109			¥5,509

\* サービス利用に係る自己負担金には下記の加算が含まれております。

\* 介護職員処遇改善加算Ⅰ 合計単位×5.9%を含んでいます。

介護度	単位	サービス提供体制強化加算Ⅱ	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	自己負担額 (1単位=10.66円)
要支援1	508	6単位	なし	なし	なし	¥548
要支援2	631					¥679
要介護1	677		18単位	4単位	8単位	¥760
要介護2	743					¥896
要介護3	814					¥907
要介護4	880					¥977
要介護5	946					¥1,047

※利用者負担段階

第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受給している方、生活保護受給している方。
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方。
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で利用者負担段階が第1、2段階(上記)以外の方。
第4段階	第1、2、3(上記)以外の方。

\*第1段階・第2段階・第3段階につきましては、配偶者も市町村民税非課税であり、預貯金等が単身1,000万円、夫婦で2,000万円以下であること

※サービス費負担割合

利用者負担割合				
要介護認定を受けている 第1号被保険者	本人の合計所得金額が160万円以上	下記以外の場合		2割
		同一世帯の第1号被保険者(本人を含む)の 年金収入+その他の合計所得金額が	単身の場合280万円未満	1割
			2人以上は346万円未満	1割
	本人の合計所得金額が160万円未満			